

御説明資料

「遺棄機雷」等の判断根拠に関する答弁	1
湾岸危機と我が国の関係	6
安保理決議第686号	10
安保理決議第687号	13

「遺棄機雷」等の判断根拠に関する答弁

1. 「遺棄機雷」(平成3年当時の答弁)

(1) 平成3年4月25日参・内閣委 大森内閣法制局第一部長答弁

・・・まず、九十九条に基づく掃海が武力の行使に当たるのか当たらないのかという議論があったわけですが、九十九条による機雷の除去に関しては、遺棄されたと認められる機雷について、それが我が国船舶の航行の安全にとって障害となっている場合に、その航行の安全を確保するためにこれを除去する行為は憲法九条にいう武力の行使に当たらないということが一点でございます。

そして、先ほどもお尋ねがあったわけですが、それでは自衛隊法九十九条に基づく掃海はいかなる性質の国家作用であるかということについて申し上げますと、それは我が国の領海内における船舶の航行の安全確保並びに公海における我が国船舶の航行の安全確保を図るための一種の警察行動を定めた規定であるというふうに解しているわけでございます。

そこで、今回のケースについて、先ほど申し上げました基準に照らしてなぜ可能であるかどうかということにつきましては、まず第一点は、安保理決議六八七号に基づく恒久的停戦が成立した。第二点は、ペルシャ湾には湾岸危機の間にイラクにより多数の機雷が敷設され、これらがその海域における我が国のタンカーを含む船舶の航行の重大な障害となっている。イラクはみずから機雷を除去せず、他の国が除去することを当然の前提として機雷の敷設状況についてのデータを当時の多国籍軍側に既に提供している。このようなことから、既に海上に遺棄されたと認められる機雷であろうということございまして、我が国船舶の航行の安全を確保するため必要であるとして、同条に基づく派遣が可能であるという判断に達したということでございます。

(2) 平成3年4月25日衆・本会議

ア 海部総理大臣答弁

昨日、臨時閣議において、自衛隊掃海艇等のペルシャ湾への派遣を決定いたしましたので、御報告を申し上げ、御理解と御協力をいただきたいと存じます。

・・・今回の措置は、正式停戦が成立し、湾岸に平和が回復した状況のもとで、我が国船舶の航行の安全を確保するため、海上に遺棄されたと認められる機雷を除去するものであり、武力行使の目的を持つものではなく、これは憲法の禁止する海外派兵に当たるものではありません。

・・・きょうの午前中の委員会でも、昭和五十五年の御議論とか昭和六十二年の御議論、これらが全部私との質疑応答で出てきました。今回突如出てきた掃海艇の問題ではございません。また、六十二年の議論のときはイラン・イラク戦争のさなかの問題だったから、その機雷が浮遊機雷なのか遺棄された機雷なのか、

あるいは武力行使に当たるのか当たらないのか、いろいろな御議論があったことも、これはよく私も承知しておりますが、国連決議で停戦が成立して平和になりました以上は、その議論はすべて解決をされた、異なった状況が国連決議の平和回復によってあらわれておると思っていますので、九十九条によって公海上の作業もでき得るもの、こう判断をした次第でございます。

イ 池田防衛庁長官答弁

・・・イラクはみずから機雷を除去せず、他の国が除去することを当然の前提として、機雷の敷設状況についてのデータを多国籍軍側に既に提供しております。また、イラクが安保理決議六百八十七号を受諾いたしまして、日本時間での四月十二日、安保理議長より正式停戦の効力発生の手簡がイラクの国連大使に手交され、正式停戦が成立しておる。こういう事情を勘案いたしまして、イラクによる遺棄の意思が推定されますので、遺棄されたものと認められる、このように考えております。

(3) 平成3年4月16日衆・内閣委

(山口那津男委員) さて、掃海任務というのは、事実として見た場合には、これは何といいますか、機雷を単に除去する作業ですから、戦争を行っている最中と終戦後ということで区別するいわれはないだろうと思うのですが、従来武力行使に当たるか否かということが議論されたようであります。現在停戦の効力が生じており、いずれの国からも攻撃の意図はなかろうと思うわけではありますが、現在掃海作業をすることが武力行使に当たりますか。

(大森内閣法制局第一部長)・・・ポイントは、遺棄された機雷であるかどうかというところがポイントになるわけでございますが、この遺棄された機雷と認められるためには、その地域において戦闘行動状態が完全に終結し、いわば平時の状態に復したにもかかわらず敷設者がみずからそれを除去しない、それを放棄したものと認められることが必要であろうというふうに私どもは考えております。

そこで、ではどのような状態になれば平時の状態に復したとかあるいは敷設者が機雷を放棄したものと認められるのかということになりますと、これはもう個々の事例によりましてケース・バイ・ケースで判断すべきものでございまして、結論を一概に言うことはできないであろうと考えるわけでございます。

お尋ねは、今回のイラクがペルシャ湾に敷設した機雷についてでございますが、安保理決議第六百八十七号に基づく恒久的停戦が成立したという事情を踏まえまして、イラク側の機雷の取り扱いについての推定的意思をも十分見きわめて判断すべきものである というふうに私どもの立場からは言えようかと考える次第でございます。

・・・先ほど申し上げましたように、安保理決議六百八十七号に基づく恒久的停戦が成立したという事実を踏まえまして、なおイラク側の機雷の取り扱いについての意思、すなわち敷設者がみずからそれを除去せずそれを放棄したものと認められることが必要である というふうに考えますので、現在のペルシャ湾における機雷をめぐる状況が一体どうなのかということは、まさに事実認識の問題でございます。その点については、私どもは現地を把握する立場にはないから結論的にはお答えを申し上げることができないというふうに申し上げた次第でございます。

2. 『武力攻撃の一環として敷設されている機雷』に当たらない機雷（平成9年当時の答弁）

（1）平成9年6月17日参・外務委 秋山防衛庁防衛局長答弁

要するに、武力攻撃の一環として敷設されている機雷かどうかという判断をするときに、非常に機雷というのは特殊な性格を持っていると、攻撃が無差別であるとか、あるいは待ち伏せ型だとかコントロールが困難だとか、いろんな特性を持っている独特の兵器でございますので、機雷を単に敷設したことのみをもって武力攻撃の一環として敷設された機雷とは言えないと思うんです。

したがいまして、その敷設国が武力侵攻を容易にするため相手国の港湾を封鎖するなどの武力攻撃の目的を持っており、その武力攻撃の目的のために機雷を敷設し、かつかかる敷設目的が維持されている機雷が武力攻撃の一環として敷設されている機雷であると考えられるわけです。したがいまして、それ以外の機雷、すなわちもともと武力攻撃の一環として敷設されたものでない機雷とか、あるいは一たん武力攻撃の一環として敷設されたがその後はその目的が失われている機雷、それから、例えば・・・敷設国等が外国に対する港湾封鎖等の武力攻撃の目的のためでなく、単に周辺国等に不安や混乱を生ぜしめるために隠密裏に公海上に敷設したような機雷、これらはいずれも我が国が憲法の範囲内で機雷掃海できるという考え方でございます。

（3）平成9年6月16日参・内閣委

（大森内閣法制局長官）機雷の除去が武力の行使に当たるか否か、これはいかなる具体的な状況のもとで、またいかなる態様で行われるか等により判断すべきものでございまして、一概に言うことは困難であるわけでございますが、一般的に申し上げますと、外国により武力行使の一環として敷設されている機雷を除去する行為、これは一般にその外国に対する戦闘行動として武力の行使に当たると解せられます。したがいまして、自衛権発動の要件を充足する場合に自衛行動の一環として行うこと、これは憲法が禁止するものではございません。しかしながら、それ以外の場合には憲法上認められないのではないかと考えている次第

でございます。

これに対しまして、遺棄された機雷など外国による武力攻撃の一環としての意味を有しない機雷を除去するということは単に海上の危険物を除去するにとどまり、その外国に対する戦闘行動には当たりませんので、憲法上禁止されるものではないと、これが機雷の掃海に関する私どもの基本的な考え方でございます。

(秋山防衛庁防衛局長)・・・武力攻撃の一環として敷設されている機雷とはどうなのか、あるいはそれ以外の機雷はどうなのかという結局判断の問題がそこにあるわけございまして、先般もちよっと御答弁申し上げましたけれども、機雷というのは非常に特異な性格を持っている。攻撃が無差別である、あるいは待ち伏せ型兵器である、あるいはコントロールが困難となるということでありまして、機雷を単に敷設したことのみをもって武力攻撃の一環として敷設された機雷とは言えないのではないかと。

敷設国が武力攻撃を容易にするため相手国の港湾を封鎖する等の武力攻撃の目的を持っており、その武力攻撃の目的のために機雷を敷設し、かつかかる敷設目的が維持されている機雷が武力攻撃の一環として敷設されている機雷であるというふうに考えるわけでありまして、したがって、他方、それ以外の機雷、すなわちもともと武力攻撃の一環として敷設されたものでない機雷または一たんは武力攻撃の一環として敷設されたがその後はその目的が失われた機雷については武力攻撃の一環として敷設されている機雷には当たらないと考えるわけでございます。

このような機雷の判別につきましては、敷設国の意思の表明ですとか当該機雷の敷設海域ですとか、あるいは当該機雷の性質、浮遊しているか停止しているか等々、それから敷設の態様、戦闘全般の状況、周囲の国際情勢、こういった要素を総合的に勘案し判断すべき、かつ判断できると考えているところでございます。

3. 日米ガイドライン改定時の議論（平成11年当時の答弁）

(1) 平成11年4月23日衆・日米防衛協力指針特委

(野呂田防衛庁長官答弁) 機雷の判別につきましては、ただいまも申したところでありまして、当該機雷の敷設海域とか戦闘全般の状況とか、あるいは周囲の国際状況といった各種の要素が総合的に勘案されるわけでありまして、その場合の判断要素は、まさにそのときそのときの状況等により異なるものであります。したがって、今後ともペルシャ湾への掃海艇の派遣に際して示されたような基準を示し得るかどうかを一概に申し上げることは困難である、こういうふうに考えております。

・・・周辺事態におきます自衛隊法九十九条に基づく機雷の除去は、我が国

船舶の航行の安全確保を目的として、武力攻撃の一環として敷設されているものではないと認められ、また海上における危険な妨害物となっていると考えられる機雷を除去するものであります。また、要請を前提として行う活動ではないことから、このような目的を離れて米軍からの要請に基づいて機雷の除去を実施するということは考えていないところであります。

・・・自衛隊法第九十九条に基づく機雷の除去は、我が国船舶の航行の安全確保を目的として、武力攻撃の一環として敷設されているものではないと認められ、海上における危険な妨害物となっていると考えられる機雷を除去するものであります。

自衛隊法九十九条に基づく機雷の除去は、このような要件を満たす限りにおいて、平時、有事、周辺事態の区別なしに実施可能と考えているところであります。

(大森内閣法制局長官答弁) この答弁(注：平成3年4月25日の大森内閣法制局第1部長答弁)の趣旨でございますが、これは、いわゆる湾岸戦争の終了後に、我が国がペルシャ湾において機雷の除去をしようとするに際しまして、当該機雷が遺棄された機雷であるかどうか、当時は遺棄された機雷かどうかという用語で議論していたわけでございますが、これはあくまで武力行使の一環として敷設されたものではないものの代表的な例示という趣旨で御理解いただきたいと思いますが、安保理決議六百八十七号により恒久的停戦が既に成立していたということが判断の大きな要素であったことにつきまして、判断の一つのメルクマールとして戦時か平時かということが大きな要素になると御説明いたしたものでございます。

したがって、一般論として、平時でなければ憲法上いかなる機雷も除去することができないという趣旨のことを述べたものではございません。そのような意味でございます。

湾岸危機と我が国の関係

1. 政府声明（平成3年4月24日）

（1）昨年8月2日のイラクのクウェイトに対する不法な侵攻及びその併合に始まった湾岸危機については、イラクが正式停戦のための国際連合安全保障理事会決議687を受諾したことに伴い、正式停戦が成立した。

ペルシャ湾には、この湾岸危機の間に、イラクにより多数の機雷が敷設され、これらがこの海域における我が国のタンカーを含む船舶の航行の重大な障害となっている。このため、米国、英国、フランス、ドイツ、ベルギー、サウディ・アラビア、イタリア及びオランダは、掃海艇等を派遣し、機雷の早期除去に努力しているところであるが、なお広域に多数の機雷が残存しており、これらの処理を終えるには、相当の日月を要する状況にある。

（2）ペルシャ湾は、世界の原油の主要な輸送経路の一つに当たっており、この海域における船舶の航行の安全が一日も早く回復されることが、国際社会の要請となっている。

この海域における船舶の航行の安全の確保に努めることは、今般の湾岸危機により災害を被った国の復興等に寄与するものであり、同時に、国民生活、ひいては国の存立のために必要不可欠な原油の相当部分をペルシャ湾岸地域からの輸入に依存する我が国にとっても、喫緊の課題である。

（3）かかる状況を踏まえ、政府としては、本日安全保障会議及びこれに続く閣議において、自衛隊法第99条に基づく措置として、我が国船舶の航行の安全を確保するために、ペルシャ湾における機雷の除去及びその処理を行わせるため、海上自衛隊の掃海艇等をこの海域に派遣することを決定した。

できるだけ速やかに準備を整え、関係諸国の理解と協力を得て、実行することとしたい。

（4）今回の措置は、正式停戦が成立し、湾岸に平和が回復した状況の下で、我が国船舶の航行の安全を確保するため、海上に遺棄されたと認められる機雷を除去するものであり、武力行使の目的をもつものではなく、これは、憲法の禁止する海外派兵に当たるものではない。

歴史の深い反省に立って誓った「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」という平和国家の理念を将来にわたり堅持する決意に変わりはない。

国際社会において大きな責任を果たすことが求められている我が国としては、資金、物資の面での支援のみならず、これらと併せて人的な支援を行っていくことが必要であることは、広く御理解をいただいているところであるが、今回の措置は、船舶の航行の安全の確保及び被災国の復興という平和的、人道的な目的を有する人的貢献策の一つとしても、意義を有するものとする。

（5）国民各位の御理解と御協力を切に希望する。

2. 我が国の存立との関係

(1) 平成3年4月24日参・大蔵委 海部総理大臣答弁

私は、自衛隊法の九十九条は、公海における我が国船舶及び国民の安全確保を図るための一種の警察行動を定めた規定であると思ひますし、同時に、我が国の存立にとって必要不可欠な原油のルートでありますから、我が国の必要な船舶の安全確保のために行い得る行為である、こう思ひますから、このことについてはどうか御理解をいただきたいと思ひます。

今現にあそこに機雷がたくさんあるということは、イラク側がそう言い、また敷設されている地域には近く船は行かなければならぬということになり、またあの地域のいろいろな復興のためにも資材等を運ばなければならぬという国際社会のいろいろな動きのある中で、安全が確保されるまで日本は能力はあるけれどもやらない、安全確保されるようになったら行く、そしてそこからまた生産される原油の相当量を日本が運んでくるということではなく、そういう、国際化時代、国際社会に積極的に協力をするんだということをお認めいただけるのならば、どうか御理解を賜りたいと思ひます。

(2) 平成3年3月4日参・予算委 中山外務大臣答弁

我が国はイラクとの間に、御案内のように、石油を輸入する、原油の輸入といったようなものがございまして、また一方では、我が国は七千億円にわたる債権をイラクに持っております。

しかし、武力によって他国を侵略し、それを併合するといったような国際法に反した方法で平和を乱すということについては、我々平和を希求する国家としては、そのようなことは国の存立にかかわる重要な基本の原則でございますので、日本政府としては、この経済制裁を行うことによって日本政府の平和への意思というものを明確にするために早急に決断をしたわけでございます。

3. 船舶の安全、国民の生命との関係（1、2で挙げたものを除く）

(1) 平成3年4月25日衆・本会議

(山口那津男議員)・・・クウェートではほとんどの油井が炎上中であり、当分の間、日本のタンカーの配船は考えられません。また、一般の商業港については、私が三月十七日、湾岸戦争後、日本の議員として初めてクウェートを訪れた折に、サアド首相らが商業港は三月十三日に開港した旨語っております、自衛隊の掃海作業が始まるころには既に二カ月半を経過するわけですから、相当程度安全は確保されるはずであります。このような状況で、クウェート海域での我が国船舶の航行の安全を緊急に確保する必要性が一体どこにあるのか、具体的に御答弁願います。

○内閣総理大臣（海部俊樹君）・・・私は、必要性があるのかどうかとおっしゃいますが、千二百個も敷設をしたということを言われれば、これは取り除かなければ

危険であって、我が国の船舶だけに限ってみても、これは非常に生命の安全に重大な危機があると思います。また、私は、機雷が敷設されておる、こういうことを言いましたが、係留機雷もあります。しかし、浮遊しておる機雷も現にあるから、この間のテレビの画面では、浮遊しておる機雷を爆破しておる作業が画面に映っておったのではありませんか。ですから、係留機雷が浮遊してくることもあるわけであるし、とにかく、どのような状態で、幾つあるかということは私にはわかりませんから、それを嚴重に調査をして、念には念を入れて掃海をさせよう、こう思っておるところでございます。

(2) 平成3年4月25日参・外務委 中山外務大臣答弁

日本の政府としてこのような決定をいたした原点は、戦争に参加するものではないということと、国際的に危険性がある機雷等を除去することは国際社会のために貢献ができるということの二つがあろうかと思えます。

私は、素直に申し上げて、今回のことで日本の憲法及び法律に違反がなければ、船員組合等の要望があり、多くの方々がこの機雷の除去によって安全な航行が確保されるということであれば、それは単に日本船員のみならず国際社会に対する貢献ができるものと、このように考えております。

(3) 平成3年4月23日参・運輸委 村岡運輸大臣答弁

運輸省におきましても、ペルシャ湾における米軍の機雷に関する情報提供場所を確認するとともに、外務省から入手した機雷に関する情報を海運労使に提供する等により関係船舶の安全確保に努めております。

現時点における我が国関係船舶の航行先は、サウジアラビアのジュベイル、ラストヌラ及びイランのカーグ島までとなっておりますが、遠からず湾央への配船が見込まれるところから、四月八日に日本船主協会及び全日本海員組合から政府に対し、ペルシャ湾湾央部における航行安全の確保について要望が出されております。また、四月十二日に日本中小外航船主会からも同趣旨の要望が出ております。

運輸省といたしましても、我が国関係船舶がペルシャ湾湾央部諸港に就航する場合に備えて、その安全の確保は必要であると考えております。

(4) 平成3年4月23日参・外務委 村上運輸省国際運輸・観光局外航課長答弁

ただ、ペルシャ湾の湾奥部というのは機雷が埋設されておりましたりあるいは浮遊機雷の危険性というものがあるわけございまして、現実に船舶が行っていることは日本の関係の船会社なりあるいはそれに乗り組んでいる日本人の船員がそこにおるわけございまして、そういうことも踏まえまして 日本船主協会及び全日本海員組合から政府に対しまして、航行の安全及び船員の人命の安全という趣旨で政府に対する配慮要請というものが出されてきたと承知しております。

(5) 平成3年3月14日衆・予算委 中山外務大臣答弁

先ほどからいろいろと平和協力の問題で先生からもお話がございましたが、先ほどお触れになりました掃海艇の問題、これはきょうの新聞でも大分にぎやかになっておりますが、この問題については、現在千から千二、三百個の機雷がペルシャ湾に浮いておる、敷設されておるといふうに言われているわけです。そこを航行している船舶、これはもう今戦争は終わっておりますから日本のオイルタンカー等もこれからそこをどんどん通るわけですけれども、この日本の船員と船舶の安全を一体どのようにして確保するかということにつきましては、これはほうっておくわけにはいかない。船員たちの生命の問題もありますから、これはいずれ船員組合とも一回よく相談をすることが必要ではないか。ここらが日本としては、政府として、非軍事的なことで戦闘ではない、そういうところに、こういうふうな敷設された機雷に対する日本の船舶と船員の安全をどう保障するか、確保するかということは、これは政府として関心を持たざるを得ない事項でございますが、それはやはり船員組合とよく相談をして我々としては日本の政府の考え方というものをやっていかなければなりませんし、また、日本の船だけを守るというような限られた考え方で対処はすべきでもないのではないか、ここらはこれからよく組合側の意見も尊重しながら意見を聞いてまいりたい。政府としては、非常に船員の生命と船舶の危険について懸念をしておるということだけは申し上げておきたいと思っております。

安保理決議第686号

安全保障理事会は、

同理事会の決議第660号(1990年)、第661号(1990年)、第662号(1990年)、第664号(1990年)、第665号(1990年)、第666号(1990年)、第667号(1990年)、第669号(1990年)、第670号(1990年)、第674号(1990年)、第677号(1990年)、及び第678号(1990年)を想起かつ再確認し、

国際連合憲章第25条の下での加盟国の義務を想起し、

また、クウェート政府に対する援助に関する決議第661号(1990年)の9の規定及び厳格に医療を目的とした供給及び人道上の理由がある場合には食糧の供給に関する同決議3(c)の規定を想起し、

上記の決議の全てを完全に履行することへのイラクの同意を確認した1991年2月27日付けのイラク副首相兼外務大臣発国際連合安全保障理事会議長及び国際連合事務総長宛て書簡並びに、直ちに戦争捕虜を釈放するという同国の意図を述べた同日付けの同国副首相兼外務大臣発国際連合安全保障理事会議長宛て書簡に留意し、

クウェート及び決議第678号(1990年)に従って同国に協力している加盟国の軍隊による攻撃的な戦闘行為の一時的な停止に留意し、

イラクの平和的意図が保証される必要性及び地域における国際の平和及び安全を回復するという決議第678号(1990年)の目的に留意し、

敵対行為を完全に終了するために必要な措置をイラクがとる重要性を強調し、

全ての加盟国が、イラク及びクウェートの独立、主権及び領土保全を支持することを確認し、決議第678号(1990年)2の規定に基づいてクウェートに協力している加盟国により表明された、同決議の目的の達成

に則り、自国のイラクにおける軍事的存在を可能な限り早期に終了させるとの意図に留意し、

国連憲章第7章の下に行動し、

1. 上記の12の決議全てが引き続き完全な効力及び効果を有することを確認する。
2. イラクに対し、上記の12の決議全てを受け入れること及び特に次のことを要求する。
 - (a) クウェートの併合を主張する同国の行動を直ちに撤回すること。
 - (b) イラクによるクウェートの侵攻及び不法な占領の結果として、クウェート及び第三国並びにこれらの国民及び企業に関して生じたいかなる損失、損害又は傷害について、国際法の下での同国の責任を原則として受け入れること。
 - (c) 国際赤十字委員会、赤十字社又は赤新月社の支援の下で、イラクにより拘束された全てのクウェート及び第三国の国民を直ちに解放し、これらの死亡した者の遺品を返還すること。
 - (d) イラクにより没収された全てのクウェートの財産の返還を直ちに開始し、可能な限り短期間で返還を完了すること。
3. また、イラクに対し次のことを要求する。
 - (a) イラク軍による全ての加盟国に対する敵対的又は挑発的な行為（ミサイル攻撃及び戦闘用航空機の飛行を含む。）を停止すること。
 - (b) 可能な限り早期に停戦の軍事的側面を調整するため、クウェート及び決議第678号（1990年）に従って同国に協力している加盟国の軍隊の 交渉相手と会合する軍司令官を指名すること。
 - (c) 国際赤十字委員会の支援の下で、全ての戦争捕虜への即時の接触及び釈放を調整し、クウェート及び決議第678号（1990年）に従って同国に協力している加盟国の軍隊の構成員であって死亡した者の遺品を返還すること。
 - (d) クウェートにおいて、また、決議第678号（1990年）に従って同国に協力している加盟国の軍隊が一時的に展開しているイラク領域及び隣接水域における イラクの地雷（機）雷、ブービートラップその他の爆発物並びに化学兵器及び生物兵器並びにこれらの兵器に係る物質を特定するための全ての情報及び支援を提供すること。

4. イラクが上記2及び3の規定を履行するために必要とされる期間において、決議第678号（1990年）2の規定は有効であることを認識する。
5. 国際赤十字委員会の支援の下に、捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約の規定が要求しているところによりイラクの戦争捕虜に対する接触を認め、直ちに解放を開始するとクウェート及び決議678（1990）に従って同国に協力している加盟国の決定を歓迎する。
6. 全ての加盟国並びに国際連合、専門機関及び国際連合システムにおけるその他の機関に対し、クウェートの復興において同国の政府及び国民と協力するために全ての適切な行動をとるよう要請する。
7. イラクが上記に定められた行動をとったときには、同国は事務総長及び安全保障理事会に対し通報することを決定する。
8. また、敵対行為の完全な終了の早期達成を確保するために、引き続き本件に積極的に関与することを決定する。

安保理決議第687号

安全保障理事会は、

同理事会の決議第660号(1990年)、第661号(1990年)、第662号(1990年)、第664号(1990年)、第665号(1990年)、第666号(1990年)、第667号(1990年)、第669号(1990年)、第670号(1990年)、第674号(1990年)、第677号(1990年)、第678号(1990年)及び第686号(1991年)を想起し、

クウェートの主権、独立及び領土の保全の回復並びに同国の合法的な政府の復帰を歓迎し、

クウェート及びイラクの主権、領土の保全及び政治的独立に対するすべての加盟国の義務を確認し、決議第686号(1991年)パラ8に従ってイラクにおける自国の軍事的存在をできる限り早期に終了させるという決議第678号(1990年)パラ2の下でクウェートに協力している加盟国により表明された意図に留意し、

イラクによる不法なクウェートへの侵攻及び同国の占領にかんがみ、イラクの平和的な意図が確認される必要があることを再確認し、

1991年2月27日にイラク外務大臣から送付された書簡(S/22275)及び決議第686号(1991年)に従って送付された書簡(S/22273、S/22276、S/22320、S/22321及びS/22330)に留意し、

イラク及びクウェートは、独立の主権国家として、1963年10月4日にバグダッドにおいて「友好関係の回復、承認及び関連事項に関するクウェート国及びイラク共和国の間の合意議事録」に署名し、それによりイラクとクウェートとの間の国境及び諸島の配分を公式に承認したこと並びに同合意議事録は国際連合憲章第102条に従って国際連合に登録されており、その中でイラクは、1932年7月21日付けのイラク首相の書簡において特定され及び受け入れられ並びに1932年8月10日付け

のクウェート首長の書簡において同首長により受け入れられた国境の内側におけるクウェート国の独立及び完全な主権を承認したことに留意し、

上記の国境の画定が必要であることを認識し、

また、1925年6月17日にジュネーヴにおいて署名された窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関するジュネーヴ議定書の下での義務に違反して兵器を使用すると脅迫するイラクの声明及び過去に同国により行われた化学兵器の使用を認識し、イラクによりそのような兵器が重ねて使用されれば重大な結果を招くことを確認し、

1989年1月7日から11日までパリで開催された1925年のジュネーヴ議定書の締約国及びその他の関心国の会議に参加したすべての国によって採択された化学兵器及び生物兵器の全世界的な廃絶を目的とする宣言にイラクが賛成したことを想起し、

また、1972年4月10日の細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約にイラクが署名していることを想起し、

イラクがこの条約を批准することの重要性に留意し、

さらに、すべての国がこの条約に参加すること及び来るべき同条約の再検討会議が同条約の権限、効率性及び普遍性を強化するよう奨励することの重要性に留意し、

化学兵器の包括的な禁止に関する条約についての軍縮会議の作業が早期に終結すること及び同条約への普遍的な参加の重要性を強調し、

イラクが正当な理由のない攻撃において弾道ミサイルを使用したこと、したがって、イラクに配置されているそのようなミサイルに関して特定の措置をとることの必要性を認識し、

イラクが1968年7月1日の核兵器の不拡散に関する条約の下での義務に反して核兵器計画のための物質を入手しようと試みたとの加盟国

が有する報告を懸念し、

中東地域に非核兵器地帯を設立するとの目的を想起し、

すべての大量破壊兵器がもたらす同地域の平和及び安全に対する脅威並びに中東地域にそのような兵器のない地帯を設立することに向けて作業を行うことの必要性を認識し、

また、同地域において均衡のとれたかつ包括的な軍備管理を達成するとの目的を認識し、

さらに、同地域の諸国間の対話を含むすべての利用可能な手段を用いて上記の諸目的を達成することの重要性を認識し、

決議第686号（1991年）は、決議第661号（1990年）によって課された措置をクウェートに適用される限り解除することを示したものであることに留意し、

決議第686号（1991年）の義務の履行における進展にもかかわらず、多数のクウェート国民及び第三国の国民が依然行方不明であり、財産が返還されないままであることに留意し、

人質をとるすべての行為を国際的なテロリズムの現れとして区分した1979年12月18日にニューヨークにおいて署名のために開放された人質をとる行為に関する国際条約を想起し、

最近の紛争の間にイラクにより行われたイラク国外の標的に対してテロリズムを行うとの脅迫及びイラクによる人質をとる行為を遺憾とし、

1991年3月20日の事務総長の報告（S/22366）及び1991年3月28日の同報告（S/22409）に重大な懸念をもって留意し、クウェート及びイラクにおける人道上の要求を緊急に満たす必要性を認識し、

最近の安全保障理事会の諸決議において定められた同地域における国際の平和及び安全の回復という同理事会の目的を考慮し、

憲章第7章の下で行動し、次の措置をとる必要性を認識して、

- 1 この決議の目的（正式な停戦を含む。）を達成するため、以下において明示的に変更されたものを除き、上記の13の決議すべてを確認する。

A

- 2 イラク及びクウェートに対し、1963年10月4日にバクダッドにおいて両国によりその主権の行使として署名され、国際連合に登録され、及び国際連合条約集1964年（文書7063）において国際連合により公表された「友好関係の回復、承認及び関連事項に関するクウェート国及びイラク共和国の間の合意議事録」において定められた国境の不可侵性及び諸島の配分を尊重することを要請する。
- 3 事務総長に対し、安全保障理事会文書S/22412により送付された地図を含む適当な資料を利用して、イラクとクウェートの間の国境を画定するために両国と取決めを行うよう支援すること及び1ヶ月以内に安全保障理事会に報告することを要請する。
- 4 上記の国境の不可侵性を保証すること及びそのために適当な場合には国際連合憲章に従ってあらゆる必要な措置をとることを決定する。

B

- 5 事務総長に対し、イラク及びクウェートと協議した後、安全保障理事会の承認を得るために国際連合監視ユニットを直ちに展開するための計画を3日以内に同理事会に提出することを要請する。同監視ユニットは、コール・アブドラー及び1963年10月4日の「友好関係の回復、承認及び関連事項に関するクウェート国及びイラク共和国の間の合意議事録」において言及されている国境からイラク側へ10キロメートル及びクウェート側へ5キロメートルの幅を有するものとしてこの決議により設定される非武装地帯を監視し、同地帯における自らの存在及び同地帯の監視を通じて国境の侵犯を抑止し、一方の国家の領域から他方の国家の領域に対して行われるあらゆる敵対行動又は潜在的な敵対行動を監視するものとする。さらに、事務総長に対し、定期的に及び同地帯の深刻な侵害又は平和に対する潜在的な脅威が存在する場合には直ちに、同ユニットの活動について同理事会に報告す

ることを要請する。

- 6 事務総長が安全保障理事会に対して国際連合監視ユニットの展開が完了したことを通報し次第、決議第678号（1990年）に従ってクウェートに協力している加盟国が決議第686号（1991年）に即してイラクにおける自国の軍事的な存在を終了させるための条件が定められることに留意する。

C

- 7 イラクに対し、1925年6月17日にジュネーヴにおいて署名された窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関するジュネーヴ議定書の下での義務を無条件に再確認すること、及び1972年4月10日の細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約を批准することを求める。
- 8 イラクが、国際的な監視の下で、次に掲げるものの破壊、撤去又は無害化を無条件に受け入れることを決定する。
 - (a) すべての化学兵器及び生物兵器、すべての化学剤及び生物剤の在庫、すべてのサブシステム及び構成部分並びにすべての研究、開発、支援及び製造のための施設。
 - (b) 射程距離150キロメートルを超えるすべての弾道ミサイル、関連する主要部品並びに修理及び生産のための施設。
- 9 上記パラ8の実施のため、次のことを決定する。
 - (a) イラクは、この決議の採択から15日以内に、パラ8において特定されたすべてのものの所在地、数量及び種類に関する申告書を事務総長に提出すること及び以下に定める緊急現地査察に同意すること。
 - (b) 事務総長は、適当な政府及び適当な場合には世界保健機関の事務局長と協議して、この決議の採択から45日以内に、安全保障理事会の承認を得るため、当該承認から45日以内に以下の行動の完了を求める計画を同理事会に提出すること。
 - (i) イラクの生物兵器、化学兵器及びミサイルの能力に関する即時の現地査察を実施する特別委員会を設置すること。（この査察は、イラクによる申告又は特別委員会自体による追加的な所在地の指定に基づいて行われる。）

- (ii) 公共の安全の必要性を考慮しつつ破壊、撤去又は無害化するため、イラクが、上記パラ 8 (a)の下で特定されたすべてのもの（上記パラ 9 (b)(i)の下で特別委員会により指定された追加的な所在地にあるものを含む。）を特別委員会に譲り渡すこと及びイラクが、上記パラ 8 (b)の下で特定されたすべてのミサイルの能力（発射装置を含む。）を特別委員会の監督の下で破壊すること。
- (iii) 特別委員会が、下記パラ 12 及び 13 において要請される国際原子力機関の事務局長に対する援助及び協力を提供すること。

- 10 イラクが、上記パラ 8 及び 9 において特定されたいずれのものも使用、開発、建設又は取得しないことを無条件に約束することを決定し、事務総長に対し、特別委員会と協議して、イラクによるこの項の遵守を将来にわたって継続的に監視し及び検証するための計画を作成し、この決議の採択から 120 日以内に、承認を得るために安全保障理事会に同計画を提出することを要請する。
- 11 イラクに対し、1968年7月1日の核兵器の不拡散に関する条約の下での義務を無条件に再確認することを求める。
- 12 イラクが、核兵器、核兵器に利用可能な物質、いかなるサブシステム若しくは構成部分又はこれらに関連するいかなる研究、開発、支援若しくは製造のための施設の取得又は開発も行わないことに無条件に同意すること、この決議の採択から 15 日以内に、上記で特定されたすべてのものの所在地、数量及び種類に関する申告書を事務総長及び国際原子力機関の事務局長に提出すること、上記パラ 9 (b)にいう事務総長の計画において定められる特別委員会の援助及び協力を得て、保管及び撤去のために核兵器に利用可能なすべての物質を国際原子力機関による排他的な管理の下に置くこと、下記パラ 13 に定める措置に従って、緊急現地査察及び上記で特定されたすべてのものを時宜により破壊、撤去又は無害化することを受け入れること並びに下記パラ 13 にいうイラクによるこれらの約束の遵守を将来にわたって継続的に監視し及び検証するための計画を受け入れることを決定する。
- 13 事務総長を通じて国際原子力機関の事務局長に対し、上記パラ 9 (b)の事務総長の計画において定められる特別委員会の援助及び協力を得て、イラクによる申告又は特別委員会による追加的な所在地の指定に基づ

いてイラクの核兵器の能力に関する即時の現地査察を実施すること、上記パラ 12 に掲げるすべてのものを時宜により破壊、撤去又は無害化することを求める計画を安全保障理事会に提出するために45日以内に作成すること、安全保障理事会による承認から45日以内に同計画を実施すること並びに1968年7月1日の核兵器の不拡散に関する条約の下でのイラクの権利及び義務に留意しつつ、イラクによる上記パラ 12 の遵守を将来にわたって継続的に監視し及び検証するための計画（国際原子力機関の保障措置がイラクにおけるすべての関連する原子力活動に及ぶことを確認するために同機関が行う検証及び査察の対象となるイラクにおけるすべての核物質の目録を含む。）を作成し、この決議の採択から120日以内に、承認を得るために安全保障理事会に同計画を提出することを要請する。

- 14 この決議のパラ 8、9、10、11、12 及び 13 においてイラクによりとられる行動は、大量破壊兵器及びそれらの運搬のためのいかなるミサイルもない地帯を中東において設立するという目標並びに化学兵器の世界的な禁止という目的に向けた段階となることに留意する。

D

- 15 事務総長に対し、イラクにより差し押さえられたすべてのクウェートの財産の返還を容易にするためにとられた措置（クウェートが返還されていないと主張する又は原状のまま返還されていないあらゆる財産の一覧表を含む。）を安全保障理事会に報告することを要請する。

E

- 16 イラクが、1990年8月2日以前に発生した同国の債務及び義務であって、通常の仕組みを通じて対処されるものを害することなく、同国による不法なクウェート侵攻及び占領の結果として生じたいかなる直接の損失、損害（環境上の損害及び天然資源の枯渇を含む。）又は外国の政府、国民及び法人に対する損害について国際法上の責任を負うことを再確認する。
- 17 イラクにより1990年8月2日以後に行われた対外債務の支払いを拒絶するすべての声明は無効であることを決定し、イラクが対外債務の利子の支払い及び元本の返済に係るすべての義務を厳格に遵守することを要求する。

- 18 また、上記パラ 16 に該当する請求に対する補償の支払いのための基金を創設すること及び同基金を管理する委員会を設置することを決定する。
- 19 事務総長に対し、上記パラ 18 に従って設立される基金が請求の支払いの要件を満たすための勧告並びに上記パラ 16、17 及び 18 の決定を実施するための計画に関する勧告を作成し、安全保障理事会による決定のためにこの決議の採択から 30 日以内に同計画を同理事会に提出することを指示する。この勧告は、次のものを含む。
- ・ 同基金の管理
 - ・ イラク国民の要請、イラクの対外債務の支払いを考慮しつつ国際金融機関と協力して評価された同国の支払い能力及び同国の経済の需要を勘案して、事務総長が同理事会に提案する数値を超えない限度でイラクからの石油及び石油製品の輸出価額の一定の割合に基づいて同国が同基金に対して行う抛出の適切な水準を決定するための仕組み
 - ・ 同基金に対する支払いを確保するための措置
 - ・ 資金の配分及び請求に対する支払いの手続き
 - ・ 上記パラ 16 において特定されたイラクの責任に関して、損失の評価、請求の記載、請求の有効性の検証及び紛争の対象となっている請求の解決のための適切な手続き
 - ・ 上記において指定された委員会の構成

F

- 20 決議第 661 号（1990 年）に定めるイラクに対する物品又は製品（医薬品及び保健医療資材を除く。）の販売又は供給の禁止及びこれに関連する金融取引の禁止は、決議第 661 号（1990 年）により設置されたイラクとクウェートの間の事態に関する安全保障理事会の委員会に通報された食糧又は 1991 年 3 月 20 日付けの事務総長の報告（S/22366）若しくは同委員会による人道上の必要性に関する更なる検討結果において明らかにされた民生用の不可欠な需要を満たすための物資及び資材であって、簡素化かつ迅速化された「異議のないことを確認する」手続きの下で同委員会による承認を得たものには適用されないことを決定する。この決定は直ちに効力を生ずる。

- 21 安全保障理事会が、イラク政府の政策及び実行（安全保障理事会のすべての関連諸決議の実施を含む。）に照らし、上記パラ 20 にいう禁止措置の軽減又は解除について決定するため、60日毎に同規定を再検討することを決定する。
- 22 安全保障理事会が、上記パラ 19 において求められる計画を承認し並びにイラクが上記パラ 8、9、10、11、12 及び 13 にいうすべての行動を完了したことにつき同意したときは、決議第 661 号（1990 年）にいうイラクを原産地とする物品及び製品の輸入の禁止並びにこれに関連する金融取引の禁止は、その後は効力を有しないことを決定する。
- 23 上記パラ 22 の下での安全保障理事会の行動がとられるまでの間、決議第 661 号（1990 年）により設立された安全保障理事会の委員会は、上記パラ 20 の下での諸活動を実施するためにイラク側に十分な資金を確保することが必要な場合に、イラクを原産地とする物品及び製品の輸入の禁止について例外を承認する権限を与えられることを決定する。
- 24 決議第 661 号（1990 年）及びその後の関連諸決議に従って並びに安全保障理事会により追加の決定が行われるまでの間、すべての国が、自国民により若しくは自国の領域から又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機を利用して、次のものをイラクに販売若しくは供給し又はそのような販売若しくは供給を促進若しくは助長することを引き続き防止することを決定する。
- (a) 武器及びすべての種類の関連資材（特に、準軍隊に対するものを含むすべての形態の通常軍用装備、交換部品及び構成部分並びにこれらのものの生産手段の販売又は他の手段による移転を含む。）
 - (b) 上記パラ 8 及び 12 において特定され及び定められるものであって、上記に掲げるものに該当しないもの
 - (c) 上記(a)及び(b)において特定されるものの生産、利用又は貯蔵のために使用許可又はその他の移転に関する取決めの下で使用される技術
 - (d) 上記(a)及び(b)において特定されるものの設計、開発、製造、使用、維持若しくは補助に関連する訓練若しくは技術支援業務のための人員又は物資
- 25 すべての国及び国際機関に対し、いかなる契約、合意、使用許可又は

その他のいかなる取決めの存在にかかわらず、上記パラ 24 に厳格に従って行動することを要請する。

- 26 事務総長に対し、適当な政府と協議して、上記パラ 24 及び 25 並びに下記パラ 27 の完全な国際的实施を促進するための指針を安全保障理事会の承認を得るために 60 日以内に作成すること、また、同指針をすべての国の利用に供すること及び同指針を定期的に更新するための手続きを設定することを要請する。
- 27 すべての国に対し、上記パラ 26 の下で安全保障理事会により設定される指針に合致して、上記パラ 24 の規定の遵守を確保するために必要な国内の管理及び手続きを維持すること並びにその他の措置をとることを要請し、また、国際機関に対し、そのような完全な遵守の確保を支援するためにすべての適当な手段をとることを要請する。
- 28 イラクによるこの決議の遵守及び地域における軍備管理に向けた全般的な進捗状況を勘案し、上記パラ 22、23、24 及び 25 の決定（上記パラ 8 及び 12 において特定され及び定められたものを除く。）を定期的に及びいかなる場合にもこの決議の採択から 120 日後に再検討することに合意する。
- 29 イラクを含むすべての国に対し、決議第 661 号（1990 年）及び関連諸決議において安全保障理事会によってとられた措置によりその履行が影響を受けたいかなる契約その他の取引に関連して、イラク政府、イラクにおけるいかなる個人若しくは団体、又はそのような個人若しくは団体を通じて若しくはこれらの利益のために請求を行ういかなる個人の要求によっても、いかなる請求も受理されないことを確保するために必要な措置をとることを決定する。

G

- 30 すべてのクウェート国民及び第三国の国民の帰還を容易にするとの誓約を推進するため、イラクが、赤十字国際委員会にそのような者の一覧表を提供し、所在地又は抑留地のいかなるかを問わず同委員会によるすべての者への接触を容易にし並びに同委員会による依然行方不明のクウェート国民及び第三国の国民の搜索を容易にして、同委員会に対してすべての必要な協力を行うことを決定する。

- 31 赤十字国際委員会に対し、すべてのクウェート国民及び第三国の国民又は1990年8月2日以後イラクに存在するこれらの者の遺物の帰還又は返還の促進に関連してとられるすべての活動について、事務総長に適切な通報を行うことを求める。

H

- 32 イラクに対し、いかなる国際的なテロリズム行為の遂行若しくは支援も行わないこと又はそのような活動の遂行を目的とするいかなる組織に対しても自国の領域内における活動を許さないことを安全保障理事会に通報すること並びにすべてのテロリズムの行為、方法及び実行を無条件に非難し放棄することを要求する。

I

- 33 上記の諸規定を受諾する旨のイラクによる事務総長及び安全保障理事会に対する公式の通報により、イラクとクウェート及び決議第678号（1990年）に従ってクウェートに協力している加盟国との間の正式な停戦が効力を生ずることを宣言する。
- 34 この問題に引き続き関与し、この決議の履行並びに地域の平和及び安全の確保のために必要とされる場合には更なる措置をとることを決定する。